

第 2 1 回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成 2 9 年 2 月 2 2 日 (水) 午後 2 時 0 3 分～午後 3 時 1 5 分
- 2 開催場所 有家庁舎 3 階第 1 ・第 2 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 1 番 | 金子初夫 | 2 番 | 山口繁富 | 3 番 | 永池弘美 | 4 番 | 伊藤忠雄 |
| 5 番 | 松尾孝明 | 6 番 | 水田 勇 | 7 番 | 増田 篤 | 8 番 | 植木健太郎 |
| 9 番 | 廣瀬博一 | 1 0 番 | 小谷洋徳 | 1 2 番 | 山下勝也 | 1 3 番 | 本多利任 |
| 1 4 番 | 木下勝徳 | 1 5 番 | 山本幸彦 | 1 6 番 | 太田義基 | 1 7 番 | 江島敏彦 |
| 1 8 番 | 多比良豊徳 | 1 9 番 | 岡本敬一 | 2 0 番 | 中村 久 | 2 1 番 | 本多勝則 |
| 2 2 番 | 竹下正廣 | 2 4 番 | 長橋世紀 | 2 5 番 | 岩永豊一 | 2 6 番 | 小川一英 |
| 2 7 番 | 平 光正 | 2 9 番 | 中村吉隆 | 3 0 番 | 志岐好春 | 3 1 番 | 太田香代子 |
| 3 3 番 | 寺田健蔵 | 3 4 番 | 隈部政博 | 3 5 番 | 高原照夫 | 3 6 番 | 松川 正 |
- (会長) 中川繁憲
- 4 欠席委員 1 1 番 下田 康 2 3 番 中野裕二 2 8 番 下田 泉 3 2 番 井村正則
- 5 議事録署名委員 5 番 松尾孝明 6 番 水田 勇
- 6 事務局出席者 田口克哉 松尾 強 森 貴之 楠田祥平 長池和憲
野中美和子 松島由明

[日 程]

- 議案第 1 0 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 1 0 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 1 0 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 0 8 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 0 9 号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
議案第 1 1 0 号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予、及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」の発行について

事務局 (局長) 改めまして、皆さんこんにちは。ただいまから第 2 1 回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員ですけれども、1 1 番下田委員、2 3 番中野委員、2 8 番下田委員、3 2 番井村から欠席の届け出が来ております。2 4 番長橋委員からは若干遅れるという連絡が来ております。過半数に達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 改めて、こんにちは。

本日は、第 2 1 回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変忙

しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早々ではございますが、農業者年金の加入推進につきましては、各地区ごと、個人ごとに熱心に取り組んでいただいているところに対し感謝申し上げます。

先日の総会以来、実績も伸びており、県からの目標の16は達成したと伺っております。しかし、市独自の目標ではもう一つ頑張っただけねばならないと思っています。3月10日が最終締め切りでありますので、目標達成のためになお一層ご協力をお願いいたします。

それでは、事務局長から委員37名中、本日の欠席委員は4名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に5番松尾委員、6番水田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（森） 2ページをお開きください。

（議案第105号 番号1～5を朗読）

以上の案件について、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番の案件ですけれども、深江地区の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議ありません」との声）

議長 よろしいでしょうか。

2番は西有家の案件ですけれども、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議ありません」との声）

議長 よろしいでしょうか。はい。

3番から5番は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議ありません」との声）

議長 はい。

全体で何かご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可することに決定いたします。

次に、**議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（森） 3ページをお開きください。

布津町、〇〇〇〇さん、深江町〇〇〇〇、地目、田、地積423㎡、転用の目的、農業用倉庫

及び農業用資材置き場、農業用機械の保管倉庫を建築したい。また、残地は農業用の資材置き場として利用したい。農振内農用地内、農業用施設用地に区分変更となっております。

この案件につきましては、農用地ではございますが、平成28年11月22日付で農業用施設用地へと変更となっております。転用目的の農業用倉庫及び農業用資材置き場用地ですが、倉庫は木造平屋建ての1棟で、建築面積が120㎡、倉庫にはトラクター等を格納し、残地にはトンネル用の支柱を2,000本、資金については自己資金で賄い、造成については最高50cmの盛り土をし、擁壁を設ける。雨水については水路へ放流となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。20日の午前9時に、〇〇さんと事務局の3人と現地を確認したわけでございます。場所は〇〇〇〇より〇〇のほうに200mぐらい行ったところに〇〇〇〇という会社があります。その手前に距離にして10mか20mぐらいですかね、民家があります。その民家の右側を山手のほうに30mぐらい行ったところでございます。地目が田んぼですので、先ほど事務局の方が言いましたように、盛り土を50cmセレクトでしまして、そして境界から2mぐらい離して農業用倉庫、資材置き場を建築するというところでございます。そして、雨水は左側のほうに水路があります。そちらのほうで処理をするということでした。以上です。

議長 現地調査員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

ここの進入路は、先ほど言われた民家の右側を通過して、ここまで進入されるということですね。異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

次に、**議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(森) 4ページをお開きください。

有家町、〇〇〇〇さんより、大村市、〇〇〇〇さんへ、有家町〇〇〇〇、地目、畑、地積1,053㎡、申請の事由、申請地を貸借し、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、賃借権、時期、許可あり次第、期間、25年間、農振内農用地外、こちらにつきましては、隣接する〇〇〇〇、宅地の767.95㎡と一体的に利用し、全体で1820.95㎡の申請でございます。

この案件につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。転用目的の太陽光発電施設用地ですが、隣接する宅地と一体利用でパネル540枚、設置面積が1047.6㎡、うち申請分はパネル252枚で設置面積が488.88㎡の防草シート敷き、資金については自己資金で賄い、造成については現状のまま利用する、雨水については自然流下となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2月20日午前10時40分ごろに、〇〇の〇〇委員さんと事務局3名で現地を確認してきました。申請地は〇〇〇〇より東に350m、広域農道沿いの〇〇〇〇より南に300mぐらいのところにあります。本件については高さ1.4m程度の太陽光発電施設の転用であり、日照等、通風等の影響もないと思われます。雨水については周辺に水路や道路側溝等もなく、敷地内でできるだけ浸透させるとのことでしたが、雨水の影響の可能性のある農地は譲渡人の所有地の農地であり、転用を認めてもやむを得ないのかなと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、何かご意見等はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい。

ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(森) 5ページをお開きください。

西有家町、〇〇〇〇さんより、深江町、〇〇〇〇さんへ、西有家町〇〇〇〇、地目、畑、地積、782㎡、転用の目的、申請地を貸借し、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、賃借権、時期、許可あり次第、期間、20年間、農振内農用地外でございます。こちらにつきましても、隣接する〇〇〇〇番、地目、山林650㎡のうちの一部90㎡と一体利用ということで、全体で872㎡の転用でございます。

この案件につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。転用目的の太陽光発電施設用地ですが、隣接する山林の一部と一体利用でパネル300枚、設置面積が491.04㎡、うち申請地分はパネル244枚で設置面積が405.92㎡の防草シート敷き、資金については自己資金で賄い、造成については最高25cmの盛り土と最高30cmの切り土、雨水について水路に放流となっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも2月20日午前11時15分ごろ、〇〇の〇〇委員さんと事務局3名で見てまいりました。場所は〇〇〇〇より北に150mぐらい行ったところで、本件についても1.4mの太陽光施設で、雨水については東側の水路に雨水がいくように造成をすることでした。周辺の農地にも影響はないと思われるので転用を認めてもよいのではないかなと見てまいりました。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、何かご意見等はありませんか。

山林と一体ということで。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達することといたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(森) 6ページをお開きください。

北有馬町、〇〇〇〇さんより、南有馬町、〇〇〇〇さんへ、南有馬町〇〇〇〇、地目、田、地積、522㎡、申請の事由、申請地を買い受け、駐車場として整備したい。権利の内容、売買、時期、許可日、期間、永久、農振内農用地外でございます。

この案件につきましては、おおむね300m以内に市役所〇〇庁舎が存する第3種農地と思われます。転用目的の駐車場用地ですが、駐車場はコンクリート敷きで、来客用5台、従業員用8台の計13台を駐車予定でございます。資金については自己資金で賄い、造成については70c

mから120cmの盛り土で擁壁を設ける。雨水については水路に放流となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2月20日1時30分ごろより、事務局3人と〇〇委員とで現地調査をしてまいりました。場所は〇〇〇〇の真ん前になります。北側に〇〇川という川が流れていて、その反対、南側に〇〇〇〇線がある、その間に挟まった申請地でございます。ここを買い受けて駐車場にするという申請ですが、一番東側に用水用と排水用の出口があります。そこを通過して県道をまたいで反対側の田に見ようになっていますけれども、そこは埋め立てしないということで余り影響しないようで、そういうことで同意してまいりました。雨水は西側のほうに20mぐらいの排水路があります。そのほうに流すということで一応決まりました。皆さんの検討をお願いいたします。以上です。

議長 現地調査員からの報告ですが、何かご意見等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達することといたします。

次に、**議案第108号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(森) 7ページをお開きください。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が25件で59,009㎡、所有権移転が10件で13,503㎡となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、賃貸借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。

(議案第108号 賃貸借権 番号1～9新規設定、所有権 番号26～35を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまふ。以上でございます。

議長 ただいま説明が終わりました。

賃貸借権、所有権の説明に対して、6番を除き、何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 1番を除いて、2番、3番、4番、5番ですね。借受人の名前は〇〇「〇〇〇」じゃないですかね。私の知り合いは「〇〇〇」になっているんですが、「〇〇〇」ですか。

議長 事務局。

事務局(森) すみません、間違っておりました。申しわけございません。訂正します。

議長 「〇〇〇〇〇〇〇」さんですか。それが正しいんですか。

事務局(森) 読み方は「〇〇〇」さん。字は間違いありません。

議長 ほかにありませんか。

それでは、〇〇番の〇〇委員の除斥をお願いして審議したいと思ひます。

(〇〇委員退席)

議長 賃貸借権の6の件に関して審議をしたいと思ひます。何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。はい。〇〇委員の入室をお願いします。

(〇〇委員着席)

議長 全体を通してご意見がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、議案第109号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について 事務局より説明をお願いします。

事務局(松尾) この分は、昨年7月から8月にかけて、皆さん方で農地パトロールをしていただきました。そのうちの荒廃農地について、非農地であると判断されたところの候補地一覧をつくりまして、10月に皆さん方にもお見せしたと思っております。その後、市の農林課、税務課、地籍調査課に通知を出しまして、問題がないかどうかの確認をしていただきました。そして、その後に所有者の方、または相続人も含めまして昨年12月に事前通知を行っております。非農地として認めていいかどうかの通知を出しまして、そのうち、通知を出した2件の方から異議の申し出がありまして、その分を除いて、今回皆さん方に非農地判断をしていただきたいということで提案をさせていただいております。

今回、有家と西有家町で55筆39,164㎡、所有者の方が39名というような格好になっております。この分につきましては、一番右端に書いております農地・非農地判断結果欄、全て非農地という判断で提案をさせていただいております。

地目については、農地台帳と登記簿上それぞれ書いておりますけれども、今回判断していただきますのは、一番右の欄に書いてあります、判断としては非農地というような格好で判断していただければと思っております。非農地の判断が得られれば、その後の事務といたしましては、所有者の方、またはその相続人の方に非農地通知というのを通知することになります。その場合、実際の登記簿上はこちらで強制的に変えることができないので、その文書と一緒に地目変更申請も行ってくださいというような格好で、その分も促すような通知を出したいと思っております。

それにともない、市と長崎県、それと法務局、そちらのほうに非農地通知一覧というような格好で、そういう人たちに非農地通知を出したという通知を出すこととなります。

もちろん、非農地という判断がなされれば、農業委員会事務局にあります農地台帳についても農地ではないという整理を行っていくという手続になっていきます。皆さん方には、この案件について非農地判断をしていいかどうかの決定をしていただければと思っております。また、12ページから16ページまで赤の枠で囲んであるところが、今回、非農地判断をする場所だということですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、事務局のほうから説明いただきましたけれども、このパトロールのときに、私も申請をしました。非農地でいいんじゃないかということで、ここに載っていないということは非農地と認められなかったということですが、それは判りますけど次になぜできなかったのかというその辺の原因については委員会に聞けば教えてもらえるんですか。

議長 事務局。

事務局(松尾) 個別の分については、個別に来ていただければ、その分は説明をしたいと思っております。

一応非農地通知というのが自然荒廃で山林化したもの、または周りの状況がもう山林化して、とてもじゃないけど農作業ができないような状況になっているようなところということになっております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇村委員 ちょっと尋ねようと思ったんですが、答えは今の話にあるんですけども、現況を書いていないわけですけども、今の説明で判断すれば全部山林ということでもいいんですか。

議長 事務局。

事務局（松尾） おおむねの山林ということで考えていただいて結構かと思っております。ただ、先ほども言ったように、実際上も周りが山林化して通路自体もなくなって、通路自体も行けなくなって、少しまだ山林まではいっていないけれども原野化しているというような部分も含まれているという格好になるかと思っております。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ここに今、農地パトロールの件によって西有家、有家を調査依頼出したということでございます。しかし、他地区についてもやっぱりだんだんこういったことをやっていかれるわけですか。というのは、やはり農地パトロールの中で耕作放棄地をできるだけなくしなさいというような指導も農業委員会でやりなさいというような申しつけを受けておるわけですけども、毎年農地パトロールを行うに当たって、もう農地が減るよりも耕作放棄地が減るよりもふえていくほうが多いわけですよ。だから、自然にやっぱりこういった形で非農地として認めるところは認めていかなければならぬのじゃなかろうかなと思っております。耕作放棄地については、今まで以上の課税対象とみなしますと政府の考え方もあるようでございますので、できるだけ耕作地として場所のいいところは残していかなければならないと思うわけですけども、どうしてももう非農地として地域の状況も悪いし条件も悪いし、耕作地としてはとても後継者もいないし、そういった面でもう放棄していかなければならないという面が非常に多いわけですよ、現状においては。そういったこともございますので、やはりだんだんと各地区においてでもこういった拾い出しをしていただいて、非農地証明を出して地目変更もやったらどうかと思うわけですよ。そこから辺どのように考えておられるんですか、事務局として。

議長 事務局長。

事務局（局長） 今、〇〇委員からのご意見がありましたように、非農地通知を出して、もう今から先農地として活用は難しいというところはどんどん外していくような方向で、県のほうからもそういった指導来ておりますし、いけば、どんどん農地として有効に活用していただきたいところはおもに戻していただくと困るけれども、いけば、お山に返してしまったほうがいいというところは、その方向で進めたいというふうにも、事務局のほうでも考えております。

それとあわせて、今回ここに挙がってきておる分に関しましては、各農業委員さんから、これはもう通知を出していいよということでもいただいた土地の所在の分でございます。ですから、農業委員さんのほうで毎年行っていただいております農地パトロールの中で、ここはもう元に戻すこともできない、山にするのが当然であろうというところを拾っていただいて、挙げていただければ、こういった形で非農地通知というのを出すことができますので、今回たまたま挙がってきたのがこの部分だったということでご理解いただければと思います。以上です。

議長 これ県の指導でもありまして、南島原市も今回は初めての取り組みでありましたけれども、も

う近いうちに全地区を挙げてやりたいと思っておりますので、ご協力のほうお願いしたいと思
います。

事務局。

事務局（松尾） 実は、加津佐、北有馬、ちょうど地積調査も入っております、余りに地積調査の結
果から、成果から近いと、やはりどうしても地積調査が何をしていたんだという格好になってし
まいます。地積調査でも地目を認定する業務も入っておりますので、その分を考えると、余りに
近いのは、やはり市として地積調査もやっております、そこと齟齬する可能性が余りにも近い
とそういう格好になってしまいますので、その分も含めて事前に地積調査課のほうにも一覧表を
やっているというような状況であります。以上です。

議長 この件に関しては、積極的に取り組んで進めたいと思っておりますので、皆さんのご協力のほ
どお願いしたいと思います。

これで27番、28番、農地台帳が畑で、登記簿が雑種地、山林となっておりますけれども、
登記簿が農地じゃないと。

事務局（松尾） 一応登記簿上は、農地じゃなくても農地台帳に載っていると、搭載されているので、
一応農地法上は非農地判断をしたと、ただ、その分を登記簿上の申請までは求めないというよう
な格好になるかと思っております。

議長 非農地に認められるのは、農地台帳から外れる格好ですね。

事務局（松尾） 外れる格好です。

議長 ほかにご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご質問がないようですので、事務局からの説明がありましたとおり、耕作放棄地の農地・非農
地の判断については、農地・非農地の判断結果欄に非農地の記載のある土地については、農用法
第2条第1項の農地に該当しないと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用法第2条第1項の農地に該当しないと決定をいたします。

次に、議案第110号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴
収猶予の継続適用農地等に係る「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」の発行について
を事務局より説明をお願いします。

事務局（長池） 17ページでございます。

議案第110号についてご説明いたします。この証明書は、3年に一度、農地等の生前一括贈
与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予者の継続届出書に必要な書類でござい
ます。農業経営を引き続き行っている旨の証明書を農業委員会で証明して、税務署、県税事務所
に継続届け出と一緒にあわせて提出するものです。

地区別に言いますと、深江町が1名、西有家町が1名、北有馬町が4名、南有馬町が2名、加
津佐町が4名の合計12名でございます。

このうち〇〇番の〇〇さん、〇〇番の〇〇さんについては、不動産取得税、県税でございま
すけれども、のみの納税猶予者になります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

以上をもちまして議案の審議を終了させていただきます。